		ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 五　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
粒状ニッケルマット （水分が２％未満のもの。）	GRANULATED NICKEL MATTE (LESS THAN 2% MOISTURE CONTENT)	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 三　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
生石灰	LIME (UNSLAKED)	一　他の固体化学物質及び危険物と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
綿を落とした綿の実	LINTED COTTON SEED	一　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において船積みをしないこと。
		四　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。 七　積載場所のハッチは風雨密であること。 八　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
マグネシア （未消和のもの）	MAGNESIA (UNSLAKED)	一　他の固体化学物質及び危険物と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 八　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 九　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES	一　自然発火性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二　食料及び腐食性物質（酸類のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 三　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 四　規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ　貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 ⑴　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ⑵　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　貨物の表面の高低差が船幅の５％を超えず、ハッチの端部から隔壁までゆるやかな勾配をなすよう積載すること。 六　積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。 七　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。